

ねんきん  
相談カフェ

## （第1号被保険者への切り替え手続きがもれる事例）

### ① 夫が退職したとき（夫が次の会社へ転職するまでの期間）



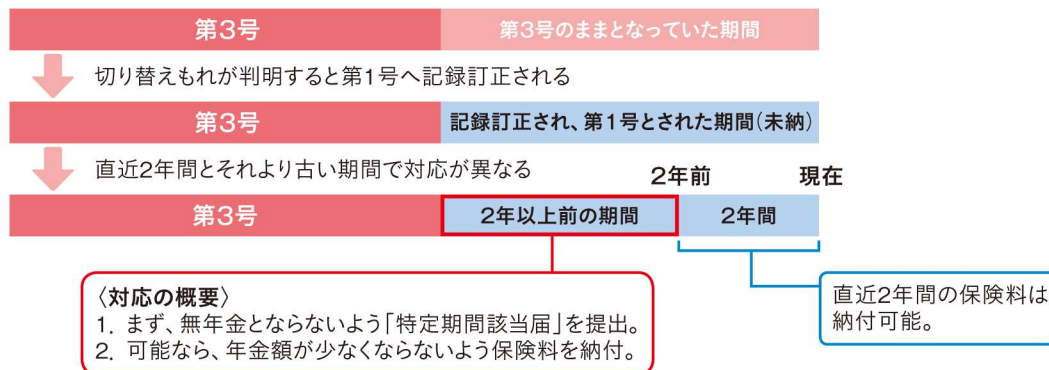
### ② 妻の収入が基準額（年収見込額130万円）以上に増加し、夫の扶養から外れたとき



### ③ 夫が死亡したとき、離婚したとき



### ⇒ 過去の第3号期間が第1号に記録訂正されたら



◆ **特定期間該当届とは** ※特定期間に変更できるのは、1986年4月～2013年6月の期間です。  
未納期間のままにしておくくと老齢・障害・遺族年金を受けられない無年金状態となる可能性があるため、「未納期間」を「年金を受けるために必要な期間(特定期間)」に変更するための届け出。

◆ **2年より古い期間の保険料を納付できる制度**  
いずれの場合も、納付額は、当時の保険料額に加算がつきます。  
● 2018年3月31日まで実施されている「特例追納」 ※納付時点の年齢によって納付可能期間が異なります。  
● 2018年9月30日まで実施の後納制度(過去5年分のみ) ※老齢基礎年金を受けている方は利用不可。



聞く人  
**明子(37歳)**  
専業主婦  
(夫の社会保険の扶養に入っている)

答える人  
**先生**  
社会保険労務士

## 第3号から第1号への切り替え

自分で行う必要がある国民年金の第3号から第1号への切り替えもれや遅れがあると、「無年金」や「年金額低下」になることがあります。

**明子** 夫が転職して、私も国民年金の第3号被保険者になりました。  
**先生** 以前、ご主人が退職された際、明子さんご自身の国民年金の切り替え手続きはされたのでしょうか？  
**明子** 国民年金の切り替え？  
**先生** 社会保険の扶養から抜ける場合、第3号から第1号に切り替えて保険料を払う必要があります。切り替えを忘れて2年以上たつと、保険料を払えなくなります。  
**明子** そうすると、どうなるの？  
**先生** 老齢年金が少なくなったり、万が一のときの障害年金や遺族年金を受けられなくなることもあります。  
**明子** そう言われても、自分では切り替え手続きが必要かどうかかわからないこともありますよね。  
**先生** もし忘れた場合、現在は日本

年金機構から手続き勸奨の書類が届く仕組みになっています。  
**明子** 書類が届くなら安心ですね。昔からそのような仕組みだったので、いいえ、以前はこの仕組みがなかったため、第3号制度が始まった1986年4月までさかのぼって切り替えもれを確認し、年金記録を訂正する作業が進んでいます。その結果、切り替えもれがあったら、その期間は第1号の未納となります。  
**明子** もし第1号に記録訂正されたら、どうすればよいのでしょうか？  
**先生** まずは、無年金にならないための届け出をしてください。期間限定で実施されている制度を利用すれば、年金額が少なくならないよう保険料を払うこともできます。

横山玲子  
(よこやま・れいこ)  
社会保険労務士

横山玲子社会保険労務士事務所代表。  
横山玲子社会保険労務士事務所ホームページ  
<http://www.r-yokoyama-office.jp/>  
Twitterアカウント @mayokor